

火災概況月報

(令和5年1月分)

2022年度全国統一防火標語『お出かけはマスク戸締り火の用心』

火災概況通信 2月号

令和5年2月27日

編集・発行 岐阜県消防課

TEL 058-272-1123

	区 分	火 災 件 数 (件)						焼 損 面 積			火災損害額 (千円)	焼損棟数 (棟)	り災世帯数 (世帯)	り災人員 (人)
		計	建 物		林 野	車 両	その他	建 物 焼 損 床面積(㎡)	建 物 焼 損 表面積(㎡)	林 野 焼 損 面 積 (a)				
			住宅(併用共同舎)	その他										
合 計	前 月 累 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	本 月 計	64	26	16	3	4	15	971	84	2	26,184	50	44	84
	累 計	64	26	16	3	4	15	971	84	2	26,184	50	44	84
	前年累計比較	3	2	7	1	△ 2	△ 5	△ 1,615	△ 75	△ 2	△ 95,653	△ 6	△ 2	△ 8
前 年	同 月 分	61	24	9	2	6	20	2,586	159	4	121,837	56	46	92
	累 計 分	61	24	9	2	6	20	2,586	159	4	121,837	56	46	92

	区 分	死 傷 者 数		出 火 原 因 (件)											
		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放 火	放火の疑い	ストーブ	火入れ	電灯・電話 等配線	その他	不明 調査中
合 計	前 月 累 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	本 月 計	4	7	64	3	0	0	8	2	0	3	3	2	15	28
	累 計	4	7	64	3	0	0	8	2	0	3	3	2	15	28
	前年累計比較	△ 1	△ 7	3	0	△ 7	0	4	△ 3	△ 7	1	△ 1	0	△ 5	21
前 年	同 月 分	5	14	61	3	7	0	4	5	7	2	4	2	20	7
	累 計 分	5	14	61	3	7	0	4	5	7	2	4	2	20	7

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

- 1 1月の総出火件数は64件で、前年同月に比べ3件増加(4. 9%増)しました。
- ・建物火災は42件(9件増)、林野火災は3件(1件増)、車両火災は4件(2件減)、その他火災は15件(5件減)となっています。
- ・建物火災は全火災の65. 6%でした。
- 2 1月の火災による死者は4人で前年同月と比較し1人減少し、負傷者は7人で前年同月と比較し7人減少しました。
- 3 出火原因の第1位は「たき火」で8件、第2位は「たばこ」「ストーブ」及び「火入れ」で3件でした。
- ・「放火」と「放火の疑い」を合わせた件数は2件(3. 1%)です。



★ 令和5年春の全国火災予防運動が始まります！

令和5年3月1日から3月7日まで、令和5年春の全国火災予防運動が実施されます。

春は空気が乾燥し、風が強くなることなどから、年間を通して火災が多く発生する季節です。

期間中は、各地で消防訓練やイベントなどが実施されます。この機会に身の回りの防火対策、火災発生時の対処などについて確認しましょう。

＜もしも火災が起こったら 一出火時の初期対応三原則＞

1. 早く知らせる 大声で家族や隣近所に知らせ、119番通報してください。
2. 早く消火する 一般の人が消火できるのは、出火から3分以内が限度です。
3. 早く逃げる 天井に火が燃え移ったら、すぐに避難してください。

＜住宅防火 いのちを守る 10のポイント ー4つの習慣・6つの対策＞

4つの習慣

1. 寝たばこは、絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



★ 2022年度 全国統一防火標語

お出かけは マスク戸締り 火の用心

★ 住宅用火災警報器を設置しましょう！！

■ 岐阜県内令和4年6月時点の設置率は80.4%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率（令和4年6月時点）が7月に公表されました。

全国における住宅用火災警報器の設置率は84.0%、岐阜県における設置率は80.4%となっており、前回の80.4%から変化はありません。

47都道府県中、岐阜県の設置率は31番目となります。

○設置義務のある場所

寝室と寝室がある階の階段上部（寝室が2階以上の場合）

・新設住宅 平成18年6月～ ・既存住宅 平成23年6月～

	設置率	参考(前回)	増減	条例適合率
	R4.6	R3.6		R4.6
全国	84.0%	83.1%	0.9	67.4%
岐阜県	80.4%	80.4%	0	59.0%

設置率：設置義務のある場所の一部分でも設置している住宅を含めた割合
条例適合率：設置義務のある場所すべてに設置している住宅の割合



あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。